

Lykurgos 改革と Rhetra をめぐって

— A. J. Toynbee の近業に関連して—

新 村 祐 一 郎

Round the Lycurgan Reform and the Rhetra, concerning the
recent work of A. J. Toynbee.

Yuichiro Shinmura

I

筆者はさきに、W. G. Forrest の “History of Sparta, 950—192B. C.” (1968) およびギリシア史の大家 V. Ehrenberg への献呈論文集 (1966) 中の A. Andrewes, A. H. M. Jones, H. T. Wade-Gery, F. W. Walbank の論文 (いずれもスパルタ史関係) を紹介し、かつ若干批評を試みた (本『論集』第3号, 1969) が、その後、スパルタ史についてきわめて注目すべき論文があらわれた。それは、膨大な “A Study of History” の著者として有名な A. J. Toynbee の近著 “Some Problems of Greek History” (1969) の中に収められているものである。Toynbee は本来ギリシア史の研究者として出発し、すでに50年以上も前に ‘The Growth of Sparta’ (JHS. XXXIII, 1913, pp. 246—275) を発表しており、その中にも独自の見解が見られる。それ以後も、おりにふれてスパルタに言及してはいる⁽¹⁾ が、論文としてスパルタ史を扱ったのは、筆者の知る限りでは、56年ぶりである。

ところで、前記の近著は538ページ (index, bibliographies を含む) というかなりの大著だが、全体は 4 Parts から成り立っている。すなわち

Part I The Post-Mycenaean Völkerwanderung.

Part II The Hellenization of the Northern Hinterland of Continental European Greece.

Part III The Rise and Decline of Sparta.

Part IV Three Lives.

この各 Part の表題を見てもわかるように、Part IV を除いた他の 3 Parts は互に関係のある問題を扱っている。その中でも 260ページ余りを費した Part III (pp. 152—417) がいうまでもなく中心であり、前の 2 Parts は、いうなれば、Part III の序論乃至は前置きといった役割を果たしているのである。そこで本稿では、いわば本論に当る Part III をとり上げて、そこに論じられているスパルタ史の諸問題のうち若干についての Toynbee の解釈を紹介すると同時に、筆者の見解乃至は批判をも合わせ記したいと思う。

本論文は 6 章に分けられているが、第 3, 4, 5 章が中心をなしている。その表題は以下の通りである。

3. Sparta's Constitutional Development. (pp. 213—283)

4. Social Effects of the so-called 'Lycurgan' Reform. (pp. 284—364)
5. Changes in the Strength and in the Organization of the Lacedaemonian Army after the Establishment of the 'Lycurgan' Regime at Sparta. (pp. 365—404)

これらはいずれもいわゆる Lykurgos 改革に対する様々な面からの評価なのである。第 3 章はこの改革の時期と目的を論じながら、その政治的側面を解説しつつ、ephoroi の権力獲得過程に論及し、第 4 章は改革の及ぼした社会的影響を考察し、第 5 章は前 5 世紀以後の軍制とその改革を考究したものだが、この 3 章を紹介するだけでも、問題が多方面に及びすぎているため、より多くのスペースを必要とするので、本稿では第 3 章に限ることとする。

II

いわゆる Lykurgos の名に帰されている改革の時期とその目的、および、王と ephoroi の力関係を中心に論じた第 3 章は、その annex において、近年ギリシア史上最大の問題点の一つともいえる hoplites の equipment と phalanx-tactics との導入の時期のほか、rhetra、スパルタの phyle と oba の関係などスパルタ史研究者が避けて通ることのできない問題が集中的に取り扱われており、本論文の一中心をなしている。

Toynbee の所説の中で最も特徴的な点は 1) 'Lycurgos' 改革を前 7 世紀の中葉以後にまで引き下げたこと、2) その改革を hoplites の equipment および phalanx-tactics の採用と結びつけたこと、3) rhetra に書かれていない革新点を指摘したことであるが、実はこの 3 点はいずれも互に関連しており、切りはなして論ずることは困難である。

まず改革の時期の問題であるが、rhetra の時期に関しては、前 8 世紀説よりも前 7 世紀説の方が、今日では、有力である。しかしながら、Toynbee の如く 7 世紀後半まで引き下げた例はほとんど無い。rhetra の 7 世紀説の有力になりだした根拠の一は hoplites と phalanx-tactics という新軍隊と新戦術の成立と rhetra を関係づけるためである⁽²⁾。このいわゆる重装歩兵戦術がギリシア一般に採用された時期については二説あり、その装備と戦術の採用が短期間にひとまとめに行なわれたとする Lorimer の新説⁽³⁾と、重装歩兵の装備は一挙にではなく、徐々に行なわれたとする旧説を修正するような形で重装歩兵の装備は長期間を要して採用されたが、それは最初から戦術の転換をもたらすものではなかったという Snodgrass 説⁽⁴⁾が激しく対立している⁽⁵⁾。Toynbee も同章の annex 1 でこの両説を比較検討しており、さらに Kallinos, Arkhilokhos, Tyrtaios らの詩をも参酌しつつ、全体としては Snodgrass 説にしたがっている。そして、彼が改革の時期を 7 世紀後半におくのも、これとおおいに関係がある。すなわち Lorimer によれば、スパルタに新軍隊と新戦術が導入されたのは 700—675 B.C. となるが、Snodgrass によると、少なくとも新戦術 (phalanx-tactics) は 650 B.C. をさかのぼることはできないのである。

Toynbee は次のように述べている。

669 B.C. の Hysiai の敗戦とそれにつづくところの Messenia の反乱⁽⁶⁾の結果、phalanx-tactics を採用せざる限り、スパルタの Peloponnesos に対する覇権は維持できなくなった。その結果、スパルタ市民の大部分に十分な軍事訓練を行なうだけの時間が必要となり、貧しい市民にも資格を与えるために、占領地を kleros として与えねばならなくな

Lykurgos 改革と Rhetra をめぐって

った。これは支配階級たる貴族の利害と相反するが、最終的には貴族の譲歩が見られる。この貴族と一般市民との協定の結果が‘Lykurgos’改革の採用という形であらわれた。しかも Hysiai の敗戦と Messenia の反乱の時期はギリシア世界全体にわたって phalanx-tactics が採用された時期と一致する。このことを考え合わせると‘Lykurgos’改革は前7世紀中葉より後である。

ざっと以上のように述べた後、改革そのものにふれるが、彼が重要視するのは rhetra そのものには書かれていない二つの革新点である。その一はスパルタの damos (demos) を常に職業的 hoplites に仕上げておくこと、その二は ephoroi の任命権が王から damos へ移されることである。

彼は Spartiatai の中の homoioi の damos の特殊性を、彼らが、他の多くのポリスの場合と異なって、スパルタの中心部に集中的に住まわされており、したがって彼らが政治的機能を十分果し得る状態にあった点に求め、さらに、その damos の特色として、次の三点をあげる。第一に damos がスパルタ内部に住む成年男子の中から heilotai 全部と、Spartiatai の一部を構成する hypomeiones を除いた部分（全人口のほんの一小部分）であること、第二に damos 全体が hoplites による軍隊を構成すること、第三に彼らは他のポリスに見られるような hoplites ではなく、常に軍隊勤務を強制されていることである。

以上の Spartiatai の damos の特色は‘Lykurgos’改革の結果、生じたものであるが、kleros の分配は決して富の平等をもたらしたのではない。在来の貴族はこの改革によって、政治的特権は失なったが、私有財産（土地）の保有は維持されたからである。Toynbee は、全体として、この改革は democratic なものと見ており、ことに貴族と一般市民との間の政治的権力の平等を力説している。けれども、彼はまたこの改革の目的には、国内の stasis の解消もあったという。この stasis というのは第一次 Messenia 戦争が終ってから後にあらわれた占領地の処分問題であるが、それを次のように述べている。

stasis が生じた時、内乱を避けるために不満分子に植民の道を与えたが、国内に残った不満分子は要求を無視されたままに終わった。そのために、第二次 Messenia 戦争が終ってから後に、その stasis が再燃したので、改革者達(reformers)はこの機会に land-hungry で政治的発言力を持たなかった大多数の Spartiatai にある程度の満足を与えた。しかも、戦勝（反乱鎮圧成功）の結果、貴族層の大幅な経済的譲歩を必要とせずして、Spartiatai に経済的に満足を与えることができたのである。けれども、これは heilotai の犠牲の上になり立っているのであり、職業兵士たる homoioi が heilotai を押えつけ得る限り、Lykurgos 体制の安定が保障される。この改革が行なわれたために、スパルタは僭主政を経験せずすんだが、一方では、常に heilotai の反乱の危険にさらされるようになった。

Toynbee の‘Lykurgos’体制についての評価は以上のようなものであるが、彼は、後代多くのポリスで、その政体の如何を問わず、一般的となったところの主権を有する assembly と議案の予備的審議権を有する council との組み合わせがギリシアの中でスパルタで最初に成立したという Andrewes の説⁹⁾を支持している。それと同時に、彼は‘Lykurgos’改革が以後各国の改革の模範となったとして、スパルタの先進性を強調する。

ところで、ここで gerusia, apella などの rhetra との関係が問題となってくる。また ephoroi の権限と王権との関係が問われなければならない。Toynbee はこの点について、おもに第3章第3節と同章の annexes II, III & IV において論じている。彼は ephoroi の権限拡大（権力獲得）の過程をあとづけているが、ephoroi の起源については、ほとんど論じていない。ただ、王の代行者として国家行政を監督するものとして設置され、ある程度の王権が彼ら ephoroi に委任されたものと推定している。けれども Toynbee が重要視するのは、ephoroi 選出権が王から damos に移ったのは‘Lykurgos’改革の一部、あるいは改革の直後であると考え、これこそ ephoroi の権限拡大への出発点となったとする点である。しかも、それと同時に gerusia のメンバーも勅撰から民選となり、本来は王に対し貴族を代表する機関だった gerusia を民会に対する probouleutic body に改組し、ephoroi はこの gerusia の協力を得て支配し得たと論ずる。そして、gerusia と ephoroi の協調こそ Lykurgos 体制下のスパルタの政治上の安定をもたらす一つの要素だったという。

以上のように見てくると、Toynbee にとっては、前7世紀中葉の‘Lykurgos’改革において重要なのは、rhetra の内容の解釈よりも、むしろ rhetra の言外にこめられた意味であるということになる。なお、彼は gerusia の権限（予備的審議権）とともに、民会の権限についても説明している。とくに、民会の審議権の有無については、Thukydides, Xenophon を史料に、Andrewes や Jones はこれを「有り」としているが、Toynbee も大筋においてはこれを認めている⁽⁸⁾。

さらに、いまひとつ問題となるのは rhetra の前半にあらわれる phyle と oba との解釈である。これについては、従来から、phyle はいわゆるドリス人の部族であり、oba はそれに対して rhetra にもとづいて新たに結成された地縁的ともいべき部族とする見解と phyle 自体が新設の地縁的部族であり、oba は何らかそれと関係のある division だとする見解などがある⁽⁹⁾。これに対して、Toynbee は annex II において、次のように述べている。

スパルタにおける local sub-division はポリスの成立以前から滅亡に至るまで常に存在した。すなわち Mesoa, Limnai, Pitane, Kynosura の4地区、および8世紀中葉に併合された Amyklai を加えた5地区の存在は 227 B.C. まで続く。この sub-division の名称は人によって異なり、Herodotos は demos, Pausanias は kome, スパルタ人自身は oba と呼んでいる。rhetra でいう oba がスパルタの local sub-division そのものを指し、しかもそれによって市民団を分けるならば、phyle は何か他の原理にもとづくものとしなければならない。すなわち、phyle はドリス人の3部族に他ならない。ドリス人の phyle の保持は一種の政策として取り入れられたものである。というのは、‘Lykurgos’改革はドリスの3部族を基盤とする貴族の支配体制を倒すことを目指すものであったからである。この時以来、Lykurgos 体制下の新軍隊として、5 oba を単位とするものが結成され、これまでの3 phyle の軍隊にとってかわった。

Toynbee の上述の phyle についての見解は、今日、有力な説として認められるのであるが⁽¹⁰⁾、oba がきわめて古くからのスパルタの local sub-division でポリス・スパルタの成立以前から存在するという見解は注目すべきものである。annex IV では rhetra とは何か、という問題が問われている。rhetra 本文は Plutarchos の『リュクルゴス』伝に示さ

Lykurgos 改革と Rhetra をめぐって

れているものだが、これの信憑性についての議論が古くからある。Toynbeeもこの annex の冒頭に rhetra の全文（いわゆる追加条項¹¹¹を含む）をかかげて、「この text に関するあらゆるものが論争の種になっている」と述べてから、ただちに、この text が genuine document であるということに反対を表明する人のあることを示している。事実、今日の Lykurgos 改革研究の基礎をさだめた Ed. Meyer が rhetra を前4世紀頃に偽作されたものと主張¹¹²して以来、その信憑性をめぐっての議論は絶えることなく続いている。このことに触れてから、概略、次のように Toynbee は述べている。

‘rhetra’ の語義についても議論があって、「法案」、「法律」、「神聖契約」などと解し得る。Plutarchos（おそらく Aristoteles も）は「rhetra は神託を意味する」といつているが、これも Tyrtaios の詩を自我流に解釈した結果である。そこで結論としていえることは、rhetraの意味は「法案」乃至「法令」で、Plutarchos によって録された document に適合した意味である。しかも、rhetra は散文であるが、Delphoi の神託ならば、韻文である筈である。

Toynbee は以上のように、rhetra は神託そのものではなく、実は Lykurgos の名に帰されている憲法の一部であると考えている。したがって彼は、スパルタの政治組織を考察するにあたって、rhetra を出発点にしておらず、また rhetra の内容の解釈には深く立ち入らない。要するに Toynbee の考察の対象は ‘Lycurgan’ reform なのであって、rhetra なのではないともいえる。彼が rhetra を含む改革を前7世紀中葉以降におくのは、それを hoplites による phalanx の成立と結びつけ、しかも、その時期を、先にふれたように、Snodgrass 説にしたがっているからである。Forrest は前記著書にて、改革は 670 B. C. 以前と考え、669 B. C. の Hysiai の敗戦の前に、すでに新軍隊と新戦術が成立していたと論じている¹¹³。とくに、彼は670年代の前半を改革の時期とする。けれども、その改革の中核は rhetra の制定であり、Toynbee の場合とは、いささかニュアンスが異なる。

Toynbee の説に傾聴すべきものがあるのは事実であるが、650 B. C. 頃以後を改革の時期とする見解に全面的には賛意を表し得ない。Toynbee にしたがうならば rhetra の時期について議論することはほとんど意味のないことになる。筆者は前7世紀の改革を全く否定するのではないが、その中に rhetra を含める点に異論がある。7世紀以来の諸改革には、たしかに、democratic な方向は見られるが、rhetra の内容には、さらに古い要素のものが含まれていて、一概に democratic な方向を目指しているとはいえないであろう。Toynbee のいう ephoroi の民選への移行は、前7乃至6世紀に実現されたと推定される。けれども、彼は rhetra をこの時期に引き下げたために、ephoroi の民選を rhetra に書かれていない革新点などと説明しなければならぬ結果となる。しかし、rhetra が ephoroi について言及していない事実こそ、ephoroi の民選への移行の時期と rhetra の成立期が無関係であることを示していると思われるべきである。

III

Toynbee は ‘Lykurgos’ 改革が一時期に一挙におこなわれたという立場に立つため、rhetra もその一環と見るのであるが、スパルタが軍国主義的政策をとるようになったの

Lykurgos 改革と Rhetra をめぐって

は、ある時期を推定し得ても、その時に、ポリスの成立を思わしめるような規定をあらためて作る必要があるであろうか。

rhetra に関する私見とその成立前後の事情については、いささか考察したことがあるので、ここでは要点のみを記しておこう¹⁰。

前9世紀末乃至8世紀初頭に synoikismos によって、スパルタの地にポリスが形成されることになるが、この際、集住したもの（必ずしもドリス人のみではない）を Spartiatai とし、その他の Lakonia の住民は perioikoi とされ、先住民の大部分は heilotai とされた。

集住したスパルタの地では、一時に人口が増加したためもあり、しばらくは不特定多数の有力者達 (archagetai) が覇権をとらえて、混乱状態にあったようである。Herodotos が「ギリシア中で、内政・外交いずれにおいても、最も悪く統治されていた」(I. 65) といい、Thukydides が「現在のスパルタの地に国を建てて以来、どこよりも永く内戦が続いていた」(I. 18) というのも、あるいはこの間の事情を伝えるものであるかもしれない。一方、伝承によるスパルタの王統のうち、その実在性がほぼ確実になるのは、Agis 家では Amyklai を征服したといわれる Teleklos, Eurypon 家では Messenia 戦争を指導した Theopompos である。このことは、有力者の覇権争いの中でも、まず Teleklos が、次いで Theopompos が一頭地を抜く存在となったことを示している。

ところで、Plutarchos の『リュクルゴス』伝第6章に出てくる rhetra をば、Plutarchos 自身は Lykurgos が Delphoi の託宣としてもたらしたものと説明しているが、この Lykurgos については、実在説と否実在説があり、それについても様々な問題がある¹¹。しかし、ここではその点に深入りせず、rhetra の内容を見て行く。

Plutarchos に引用された rhetra の内容は、筆者の解釈によると、次の6点に要約せられる。

- 1) Zeus と Athena の社を建てること
- 2) 部族の再編成を行なうこと
- 3) 30名の長老をもって gerusia を開設すること
- 4) gerusia は民会の召集・解散権、民会への議案提出権を有すること
- 5) 民会は議案の裁決権を有すること
- 6) 民会は議案の修正権を有せず、これに反した場合は解散さるべきこと

私見によれば、1) 2) 3) は託宣が立法者に直接命じたこと、4) 5) 6) は託宣が gerusia と民会との関係を明示したものである。これらの規定はポリスの成立に際して、立法者が創案し、Delphoi の神託という権威づけを経て、スパルタにもたらされたものとする。

内容を読めば、それがポリスの成立に際してなされるべき当然の措置が列記されていることがわかるが、同時に、またそれが、いまだに混乱期を脱していなかった時代の産物であったことも推定されるのである。ポリスを形成する際に、もっとも重要なのは同一の守護神を信仰することを共同体の成員が誓約することであるが、それが前記1)の規定の内容である。2)は地縁的5部族からなる新部族制の成立だが、これはスパルタへの集住の結果必要となったもので、Amyklai の征服によって5部族を形成し得ようになる。phyle をドリスの3部族と見るか、新5部族の設置と見るか、いずれの見解をとるにして

Lykurgos 改革と Rhetra をめぐって

も、rhetra はこの部分において、旧来の部族制の排除を意味していると解することはできない。したがってこの時点で、新部族制が旧部族制にとってかわったのではなく、何らかの形で両者が併存せしめられたものと見るべきであろう。3) 以下の gerusia の規定と民会の権能もまたポリスの成立と同時に定められるものである。これがなければポリスは事実上ポリスとしての機能を果し得ないことになる。gerusia は、Athenai の Areios Pagos 会などと同じく、事実上国政を決定する有力者の集会である。民会の方は gerusia で決定されたことを追認する程度が実情であったかもしれないが、法律上は gerusia は probouleutic body で民会が決議機関であった。何らかの形での評議会と民会の存在しないポリスはなかったのである。

以上のように rhetra の内容から見ると、これはどうしてもポリスの成立を告げるものと考えなければならない。また先の3)の中で、gerusia の定数は「archagetai を含む30名」となっている。archagetes (単数形)は移動期や植民都市建設に際して、それを率いるものの称号と考えられるが、スパルタの場合、gerusia 全体の数のみ定めて archagetai は複数形にして数を明確に定めてはいないのは、自身 archagetes と称するものが複数存在したことを示しており、しかも、それを自称するものをすべて黙認することによって、彼らの協力を暗に期待したものと見える。すなわち、これは rhetra が覇権争いの時期を完全に脱していない時代に成立したものであることを暗示している。けれども、このような rhetra が作られたこと自体、すでに混乱が收拾にむかいつつある時期であること、つまり archagetai の中でも、ひととき有力な者が登場してきたことを示している。そしてその人物として、最も可能性の高いのは Amyklai の征服を成しとげて地縁的5部族制度を可能ならしめた Teleklos である。この Teleklos の意を汲む有力者が rhetra を制定し、これを Delphoi の神の裁可を得てスパルタ人のしたがるべきものとしたと見るのが妥当であろう¹⁶⁶。したがって rhetra 制定は前8世紀中葉以前の時期と推定される。

以上は筆者の rhetra の成立前後の事情と rhetra の内容の解釈を要約したものであるが、その成立の時期は次のことによって支持されるであろう。

その第一は rhetra が元来は文字に書きあらわしてはならないと規定されていたことである。立法者が出現し、実際に法が書き記されるようになるのは、一般的に言って、前7世紀以後である。したがって、あえて書き記すことを禁ずる規定を伴う rhetra も前7世紀以後に作られたものであろうと推定することも不可能ではない。しかしながら、より根本的には Phoenicia の文字にもとづいて alphabet が創案されかつ普及した時期が問われなければならない。かつて Hammond はギリシアの中で alphabet の導入が最も早かったのは Kreta, Thera, Melos であるが、スパルタはこれらの島々と密接な関係があるから、スパルタにも早く(前9世紀末)導入されたといっている。彼はこれによって、rhetra の成立を前9世紀にまでさかのぼらせるのである¹⁶⁷。しかし、Woodhead¹⁶⁸、Ehrenberg¹⁶⁹は共に alphabet の導入を前8世紀の初期とし、Finley も前8世紀前半と考え、Euboia, Kreta, Rhodos が最初であると述べている¹⁷⁰。したがって、rhetra 成立の時期には、すでに alphabet が導入されていたといえることができる。そこで rhetra が書き記されてはならないという規定は当初からあったとしても不思議ではない。この規定の存在は rhetra の前8世紀説と矛盾するものではない。

第二は Tyrtaios の詩である。彼は7世紀(おそらく中葉以前)の詩人で、その詩の断

Lykurgos 改革と Rhetra をめぐって

片が残っている。その中にスパルタの政治組織や議決過程に言及したものがあり (fr. 3; Diod. VII. 12; Plut. Lyk. 6), ことに前7世紀の Tyrtaios 時代の議決過程を知る手がかりとなる。しかし、ここで注目したいのは、詩中の次の一節である。

協議のはじめは神にも敬せられたる王達
彼らは美しいスパルタの町に心を配る
また年老いた長老達, ……

ここでは *basileis* (「王」の複数形) という語が用いられ、*archagetai* という語は使用されていない。しかも、これは *gerusia* が *probouleutic body* としての機能を持つことを意味した部分であることは疑の余地がない。そうすれば、ここに *basileis* と書かれていることは、前7世紀にはすでにスパルタの二王家が確立されていて、彼らが代々 *basileus* と呼ばれていたことを示している。すると、もし前7世紀に *rhetra* が作られたのであれば、*gerusia*の規定は、当然「*basileis* を含めて30名」とするはずで、古い *archagetai* という称号を持ち出すはずがない。*archagetes* とはスパルタの王の *official title* であるとする説もあるが²¹、Herodotos も Thukydidēs も、また Aristoteles の “Politica” でも、スパルタの王について述べるに際して、一度も *archagetes* という称号に触れていないのである。したがって、これが *official title* かどうか疑わしい。このように見えてくると *archagetai* という語が使用されていること自体が *rhetra* を前7世紀より以前のもの、前8世紀のものとするべき理由となる。第一次 Messenia 戦争を経て、Taras への植民を送り出した頃、前8世紀の末に二王制が確立されると考えられるが、スパルタでそれと共に *basileus* という称号が用いられるようになったのであろう。また、Tyrtaios は別の詩(fr. 4; Paus. IV. 6.5) で「神々にも愛される我らの王 (*basileus*) Theopompos」といつている。これは Messenia 戦争を扱った詩の断片だが、ここで Theopompos が *basileus* と呼ばれていることは、彼の治世の間に *basileus* が正式の称号として用いられるようになったのではないかと考えさせる²²。

ephoroi について一言すれば、この役は当初 *rhetra* を管理するものとして、*rhetra* の成立直後に置かれたものと思われる。彼らの権限拡大には、民選の時期を待たねばならないであろうが、書かれざる法の管理者という地位も与って力あったであろう²³。

IV

Forrest は前出の著書の中で、集住によるポリス・スパルタの成立を 800 B.C. 頃、Amyklai 征服を 750 B.C. 頃、Messenia 戦争を 735—715 B.C. とし、*rhetra* はその上限を 700 B.C.、下限を 670 B.C. とすると共に、政治的、社会的、軍事的諸機構の改革がこの期間に行なわれたと推論している。

この著書に対する Toynbee の批評が、前記の論文 ‘The Rise and Decline of Sparta’ の末尾に見られる。Toynbee はこの書評を Supplementary Note とし、4 ページを費しているが、その中で、いわゆる Lycurgan reform の時期についての Forrest と彼自身の相違点はそれを第二次 Messenia 戦争の前におくか、後におくかの点にあると述べている。ところで、Toynbee のいう改革は、先に述べた通り、*hoplites* による *phalanx-tactics* の採用の時点を Snodgrass 説にもとづいて 650 B.C. 以後とすることを根拠として、その

Lykurgos 改革と Rhetra をめぐって

時期を推定しているのだが、この採用の時期に実は問題がある。ここ数年来、安藤弘氏が重装歩兵制の問題について、精力的に研究を続けているが²⁴、安藤氏は Lorimer, Snodgrass の両説を批判しつつ、重装歩兵制を発展的につかむべきだとして、前8世紀後半から7世紀前半に及ぶ約1世紀間を「初期重装歩兵制の時代」とすることを提唱している。そしてこの段階では、重装歩兵 (hoplites) は騎馬で戦場に向い、戦場では下馬して仲間とともに phalanx を組んで戦にのぞんだ。ただし装備においても、戦術においても、前時代の要素をかなり残していたと見ている²⁵。

この安藤氏の説をうけ入れるならば hoplites の出現、phalanx-tactics の案出ともに650 B.C. 頃まで引き下げる必要はないことになろう。すでに、前8世紀後半の Messenia 戦争においてさえも、不完全ながら hoplites の phalanx も存在した可能性もあるといえるだろう²⁶。安藤氏は前7世紀中葉以降を、比較的古典期に近い装備をもち、戦術をとり得る hoplites が出現した時期として「前期重装歩兵制の時代」と呼び、この時代から富裕市民層を戦闘成員に加えるようになったという。

Toynbee はまさにこの前7世紀中葉にスパルタで大改革が行なわれたという。たしかに、この頃を中心として、hoplites の装備や戦術が一段と充実したであろうが、はたして彼の主張するほど democratic な改革が行なわれたか、その点は疑問である。またこの時期からスパルタにおいて、市民の力が増したことを説明する根拠もない。

筆者も Messenia の大反乱 (第二次 Messenia 戦争) の後に貴族層の市民層への何らかの政治的譲歩があったことは認められると思う。安藤氏もいう如く、hoplites の phalanx-tactics の進展にともなって、次第に貴族のみでなく、市民の軍事への参加が必要になってきたであろう。しかし Toynbee のような ephoroi の民選や gerusia の member たる資格の変更 (birth から wealth へ) はより後でなければならぬ理由がある。要するに、筆者はスパルタの改革はすべての面をひっくり返して一挙に行なわれたのではなく、徐々に積み重ねられて、前7世紀末か6世紀初頭の頃までに完成されたという見通しを持っている。これがいわゆる Lykurgos 体制の完成である。いずれにせよ rhetra と Lycurgan reform とは区別し、別個に考察すべきものである。

前7世紀後半から6世紀初頭にかけては、不明な点が多い。しかしながら、この時期を出発点として今後の研究を進めたいと思う。

註

- (1) たとえば、A Study of History, Vol. III, 1934. や Hellenism, 1959. などの著書。
- (2) たとえば、A. Andrewes, The Greek Tyrants, 1956, pp. 31—42; pp. 54—77.
- (3) H. L. Lorimer, The Hoplite Phalanx (BSA XLII, 1947, pp. 76—138).
- (4) A. M. Snodgrass, Early Greek Armour and Weapons, 1964; id., The Hoplite Reform and History (JHS LXXXV, 1965, pp. 110—122).
- (5) 両説の比較検討および批判は安藤弘「重装歩兵制の発展と貴族政社会」(『岩波講座世界歴史』第1巻古代1, 1969, pp. 486—511), 同「ギリシア重装歩兵軍制の発展」(秀村・三浦・太田編『古典古代の社会と思想』, 1969, pp. 3—35) 参照。
- (6) いわゆる第二次 Messenia 戦争。Toynbee はこれは戦争というべきではなく、反乱というべきだと主張する。
- (7) A. Andrewes, Probouleusis; Sparta's Contribution to the Technique of Government, 1954, pp. 3—4.

Lykurgos 改革と Rhetra をめぐって

- (8) Thukydides や Xenophon の示すように、前5—4世紀には、スパルタの民会はある程度の審議権を有していたように見える。したがって、Andrewes は “The Government of Classical Sparta” (“Ancient Society and Institutions, Studies presented to V. Ehrenberg”, 1966, pp. 1—20) で審議権を認めているが、A. H. M. Jones はその著 “Sparta”, 1967, pp. 20—25において、審議の際の発言が一般の homoioi に許されていたか否か疑問だと考えている。
- (9) 本邦では近年、清永昭次、岩田拓郎両氏がそれぞれ独特の oba 観を示している。清永昭次「スパルタにおけるポリスの成立」(『古代史講座』第4巻, 1962, pp. 20—58, 特にpp. 49—54), 岩田拓郎「アテナイとスパルタの国制」(『岩波講座世界歴史』第1巻古代1, 1969, pp. 513—551, 特にpp. 537—539) 参照。
- (10) ただし筆者は rhetra の中の phyle はあらたに設けられた地縁的部族と考えており、oba はその sub-division ではないかと推定している。
- (11) Toynbee はいわゆる追加条項を実際は後に付加されたものではなく、最初から rhetra の一部であったと見ている。なおこの問題に関する諸家の見解の紹介と私見は拙稿「大レトラの追加条項について」(『西洋史学』LXXX, 1969, pp. 1—17) 参照。
- (12) Ed. Meyer, Lykurgos von Sparta (“Forschungen zur Alten Geschichte”, I, 1892, SS. 211—286) S. 262.
- (13) W. G. Forrest, op. cit., pp. 55—58.
- (14) 詳細は拙稿「スパルタの Great Rhetra に関する二、三の問題」(『西洋古典学研究』XII, 1964, pp. 27—39), 「スパルタの二王制をめぐる二、三の問題」(『史林』48—2, 1965, pp. 102—119) および註(11)に記した拙稿などを参照されたい。
- (15) Toynbee は否実在説に傾いている。筆者も「スパルタの制度とリュクルゴス伝説」(『史林』44—4, 1961, pp. 49—74) において否実在説をとっている。
- (16) Toynbee は rhetra が韻文でないところから神託ではないというが、神託がスパルタではこのような形で保存されたということもあり得る。なお H. W. Parke & D. E. W. Wormell, The Delphic Oracle, Vol. I. 1956, pp. 89—90 は神託は別に存在し、rhetra はその解説をしたものと見ている。
- (17) N. G. L. Hammond, The Lyncurgen Reform at Sparta (JHS LXX, 1950, pp. 42—64) pp. 62—64.
- (18) A. G. Woodhead, The Study of Greek Inscriptions, 1959, pp. 13—14.
- (19) V. Ehrenberg, Society and Civilization in Greece and Rome (Martin Classical Lectures Volume XVIII), 1964, pp. 17—18. ただし、それが普及したのは前8世紀後半とする。
- (20) M. I. Finley, Early Greece: The Bronze Age and Archaic Age. (“Ancient Culture and Society” series), 1970, pp. 87—89.
- (21) たとえば、H. Michell, Sparta, 1952, p. 104.
- (22) ただし、このことは必ずしも Messenia 戦争時代からすでに basileus と呼ばれていたことを意味するのではない。むしろ戦後、戦争指導にもとづいて確固たる地位を得た Theopompos とその家系が、先に覇権を確立した Agis 家 (Teleklos の系統) と共に、他の archagetai を圧倒し basileus を称するようになったと見るべきである。
- (23) ephoroi の起源とその権力獲得についての私見は「スパルタのエポロイ」(『西洋史学』LVII, 1963, pp. 1—18) 参照。
- (24) 註(5)参照。
- (25) 安藤前掲『岩波講座世界歴史』所載論文 pp. 492—496.
- (26) Pausanias の Messenia 戦争の記事には多少問題があるが、この戦争中の少くとも若干の戦闘では hoplites の phalanx の存在と活躍を思わしめる個所がある (Paus. IV. 8. 2; IV. 8. 12&c.)。